

## ドメインサービス約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の適用)

1. このドメインサービス約款 (以下、「本ドメイン約款」といいます) は、さくらのドメイン取得サービス (以下、本ドメイン約款において「基本サービス」といいます) に適用されるサービス別約款 (サービス基本約款) です。なお、第7章は、対応する種別のドメイン名に関する基本サービスについてのみ適用されるものとします。

#### 第2条 (用語の定義)

1. 「ICANN」とは、インターネット上で利用される IP アドレス、ドメイン名、ポート番号等のアドレス資源の標準化や割当を行う組織である **The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers** を指します。
2. 「レジストリ」とは、ICANN から認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名のデータベースを管理する別紙に記載の組織を指します。
3. 「レジストラ」とは、ICANN から認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名の登録を希望する者からドメイン名の登録申請を受け付け、ドメイン名のデータベースへの登録を行う別紙に記載の組織を指します。
4. 「上位組織」とは、ICANN、レジストリ、レジストラの総称です。
5. 「ポリシー等」とは、各上位組織が随時策定または変更するドメイン名に関するポリシー、方針、規則、手続、条件その他の取り決めを指します。
6. 「Whois データベース」とは、ICANN のポリシー等に基づきインターネット上で公開されるドメイン名登録者のデータベースを指します。

#### 第3条 (上位規定等)

1. 利用契約には、基本約款および本ドメイン約款に加えて、ポリシー等が適用され、これらにより利用契約の内容が規律されるものとします。基本約款および本ドメイン約款とポリシー等に矛盾または抵触する規定がある場合、ポリシー等の規定が優先して適用されるものとします。
2. 利用者は、ドメイン名に関し、各上位組織または第三者との関係において、ポリシー等に従うことに同意するものとします。ポリシー等が、利用者の承諾を得ることなく策定または変更された場合であっても、同様とします。

#### 第4条 (サービス内容)

1. 基本サービスは、レジストリまたはレジストラに対する、ドメイン名のデータベースへの新規登録、登録事項の変更、登録の更新等の申請もしくは届出、またはドメイン名の移管に関する諸手続 (以下、併せて「登録申請等」といいます) を、当社が、新

規登録を希望する者（以下、「登録希望者」といいます）または利用者に代わって行うサービスです。

2. 基本サービスの対象のドメイン名は、次の各号に定めるとおりです。
  - i. .jp ドメイン
  - ii. .com .net .org .info .biz その他、当社ホームページにおいて取扱うトップレベルドメイン
3. 前項第1号に定める.jp ドメインとは、以下の各号のドメイン名を指すものとします。
  - i. 株式会社日本レジストリサービス（以下、「JPRS」といいます）の定める「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」（以下、「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」といいます）第3条にいう「汎用 JP ドメイン名」
  - ii. JPRS の定める「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」（以下、「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」といいます）第3条にいう「属性型地域型 JP ドメイン名」
  - iii. JPRS の定める「都道府県型 JP ドメイン名登録等に関する規則」（以下、「都道府県型 JP ドメイン名登録等に関する規則」といいます）第3条にいう「都道府県型 JP ドメイン名」
4. 第1項にかかわらず、基本サービスにおいて、「地域型 JP ドメイン名」（JPRS の定める「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」2.2 が規定するものをいいます）および「都道府県型 JP ドメイン名」の新規登録は行いません。

## 第2章 利用契約

### 第5条（登録申請等代行の手続）

1. 登録希望者は、当社所定の申込書または当社ホームページに表示している申込画面（以下、併せて「申込書」といいます）に必要事項を記入のうえ、申込書を当社に提出または送信することによりドメイン名の新規登録の申請の代行を申込みものとします。かかる申込みにおいて、登録希望者は、その責任においてドメイン名を選定するものとします。登録希望者が、当社に料金を支払った後は、理由の如何にかかわらず、選定したドメイン名を変更することはできないものとします。
2. 利用者は、申込書に必要事項を記入のうえ、申込書を当社に提出または送信することにより、新規登録以外の登録申請等の代行を申込みものとします。
3. 当社は、登録希望者または利用者から料金の支払いがあったことを確認した後、前各項の代行に着手するものとします。

### 第6条（申込みの拒絶）

1. 当社は、基本約款第6条第1項各号に該当する場合のみならず、ポリシー等に照らし当社として不適当と認めた場合も、前条の登録申請等の代行につき申込みを承諾しないことがあります。

#### 第7条（登録拒否）

1. 上位組織が、当社が代行して行った登録申請等を拒否した場合は、当該登録申請等の対象事項は実施されません。この場合、当社が受領した料金は返還されません。

#### 第8条（登録情報の開示および利用）

1. 利用者は、申込書に記入した利用者の情報が、Whois データベースへの登録等、公的に利用されること、および上位組織が当該利用に関して制定したポリシー等に基づいて行う要請に従うことに同意するものとします。
2. 利用者は、当社に対し、前項に定める Whois データベースへの利用者の情報の登録等において、当該情報の一部につき、当社所定の方法により当社の情報を用いて登録することを要請できるものとします。

### 第3章 利用者の責務

#### 第9条（料金）

1. 登録希望者および利用者は、料金を、当社の定める支払期限までに当社に支払うものとします。
2. 第14条第2項による、利用者が利用するドメイン名の更新については、更新費用が生じます。ドメイン名の更新を希望する利用者は第14条第1項に定める登録期間が満了する月の前月末日または前々月末日のうち、当社が別途指定する日までに、当社の定める料金を当社に支払うものとします。
3. ドメイン名の登録情報変更を希望する利用者は、当該作業申込みを当社が受理した日が属する月の翌月末または翌々月末のうち、当社が別途指定する日までに、当社の定める料金を当社に支払うものとします。
4. 基本サービスでは、料金を日割で精算することはありません。

#### 第10条（必要情報の提供）

1. 登録希望者および利用者は、当社に対し正確な情報を提供するとともに、当社に提供したすべての情報を、正確に、かつ最新のものに保つものとします。
2. 当社は、登録希望者または利用者に対し、利用契約更新時その他必要に応じて、登録希望者または利用者が当社に提供した情報以外の情報であって基本サービスの提供に必要な情報を要求する場合があります、登録希望者または利用者はこれに応じるものとします。

### 第4章 登録ドメイン名の譲渡等

#### 第11条（登録ドメイン名の譲渡）

1. 利用者は、以下の各号に掲げる事項をすべて満たす場合、当社所定の手続を経ること

により、そのドメイン名を第三者に譲渡することができます。

- i. 当該第三者が基本約款、本ドメイン約款およびポリシー等に従うことに書面により同意すること
- ii. 基本約款、本ドメイン約款またはポリシー等において当該第三者が当該ドメイン名の譲渡を受ける条件を満たしていること
- iii. 当該ドメイン名譲渡の申請手続が適正であると当社が認めること

#### 第12条（登録ドメイン名の第三者に対する使用の許可）

1. 利用者は、以下の各号に掲げる事項をすべて満たす場合、当社所定の手続を経て当社の許可を得ることにより、そのドメイン名を第三者に使用させることができます。
  - i. 当該ドメイン名の使用者が、基本約款、本ドメイン約款およびポリシー等に従うことに書面により同意すること
  - ii. 当該ドメイン名使用の申請手続が適正であると当社が認めること
2. 当社が前項により第三者に対するドメイン名の使用を許可した場合においても、利用者は、利用契約に基づいて負ういかなる義務を免れるものでもありません。

#### 第5章 提供中止および提供停止

##### 第13条（登録および使用の制限）

1. 上位組織および当社は、以下各号のいずれかにあたる場合に、利用者のドメイン名の登録を停止、取消、移転、および修正する権利を有します。
  - i. 利用者がポリシー等または本ドメイン約款に違反した場合
  - ii. ポリシー等に基づき、正当な手続を経て要求または許可された場合
  - iii. ドメイン名登録の停止、取消、移転、修正に関する各国の法令に基づく場合
  - iv. 上位組織がドメイン名の円滑な運用のために必要であると認めた場合
  - v. ドメイン名に関する紛争を解決するためになされる場合
2. 当社は、ドメイン名の登録または使用が前項各号のいずれかの事項に該当するおそれがあると判断する場合、一定期間、登録手続を中止しまたはドメイン名の使用を停止することができるものとします。その間、当社が実施した検討の過程および結果の詳細について、当社は利用者を開示する義務を負わないものとします。
3. 利用者は、前各項による登録申請の拒否、登録手続の中止、ドメイン名使用の停止、移転、または抹消について、異議申立をすることはできないものとします。

#### 第6章 利用契約の終了

##### 第14条（登録期間、解約および更新）

1. 基本サービスにより登録されたドメイン名の登録期間（以下、「登録期間」といいます）は、当社を通じて上位組織によりドメイン名が登録され、または当社へのドメイン登録業者変更により、当社にその事実が記録された日（以下、「契約開始日」といいます）

から起算して、1年間とします。

2. 当社は、当社所定の期限までに、当社の定める方法による利用者から利用契約解除の申請がなければ、基本サービスの契約期間を更新するものとします。ただし、第9条第2項に定める支払期限までに料金の支払いが確認できない場合は、基本サービスにより登録されたドメイン名を廃止する手続をとるものとします。
3. 利用者は、当社に対し、サービスページ（基本約款第2条第2項に定義するページをいいます。以下同じ）に記載する日までに通知することにより、サービスページに記載する日をもって利用契約を解約することができます。

## 第7章 ドメイン名種別規定および紛争処理方針等

### 第1節 汎用 JP ドメイン名、属性型地域型 JP ドメイン名、都道府県型 JP ドメイン名

#### 第15条（資格）

1. .jp ドメインの登録資格を有する者は、以下のとおりとします。
  - i. 汎用 JP ドメイン名：「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」第8条の要件を満たす者
  - ii. 属性型地域型 JP ドメイン名：「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」記載の要件を満たす者
  - iii. 都道府県型 JP ドメイン名：「都道府県型 JP ドメイン名登録等に関する規則」第8条の要件を満たす者

#### 第16条（登録可能なドメインの個数）

1. 汎用 JP ドメイン名および都道府県型 JP ドメイン名については、その登録可能な個数に制限はないものとします。
2. 属性型地域型 JP ドメイン名については、1組織につき1個のドメイン名まで登録可能なものとします。ただし、「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」第9条第2項各号のいずれかに該当する場合については、その登録可能な個数に制限はないものとします。
3. 前二項にかかわらず、都道府県型 JP ドメイン名、および属性型地域型 JP ドメイン名のうちの地域型ドメイン名の登録に関しては、第4条第4項が適用されます。

#### 第17条（登録申請不能期間）

1. 利用者がドメイン名の登録を廃止した場合、以下の各号に定める期間においては、同一文字列のドメイン名の再度の登録申請を行うことはできないものとします。
  - i. 汎用 JP ドメイン名および都道府県型 JP ドメイン名については、登録期間終了から1ヶ月間
  - ii. 属性型地域型 JP ドメイン名については、登録期間終了から6ヶ月間

2. 前項にかかわらず、都道府県型 JP ドメイン名、および属性型地域型 JP ドメイン名のうちの地域型ドメイン名の登録に関しては、第4条第4項が適用されます。

#### 第18条（属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録）

1. 利用者は、「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」記載の要件である法人その他の組織の設立前であっても、属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録を当社に申請することができます。
2. 前項の申請により仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録期間は、第14条第1項の定めにかかわらず、契約開始日から起算して6ヶ月間とします。
3. 第1項により仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名は、次条に定める手続が完了するまでの間、ドメイン名の変更および移転の手続を行えないものとします。
4. 前三項にかかわらず、属性型地域型 JP ドメイン名のうちの地域型ドメイン名の登録に関しては、第4条第4項が適用されます。

#### 第19条（仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の本登録）

1. 利用者は、前条第1項により仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名に関し、前条第2項に定める期間内に、「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」別紙1の3「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」記載の本登録申請手続における添付書類を当社へ提出することで、仮登録を行った属性型地域型 JP ドメイン名の本登録を申請することができます。
2. 前項により本登録が行われた属性型地域型 JP ドメイン名の登録期間は、前条第2項に定める登録期間満了の日からさらに6ヶ月間延長されるものとし、以後、更新の都度1年間延長されるものとします。
3. 前二項にかかわらず、属性型地域型 JP ドメイン名のうちの地域型ドメイン名の登録に関しては、第4条第4項が適用されます。

#### 第20条（仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の廃止）

1. 仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の本登録を行うための法人その他の組織の不成立が確定した場合、または第18条第2項に定める登録期間満了日までに、前条第1項の本登録の手続が行われなかった場合、仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名は廃止されます。

#### 第21条（紛争処理方針）

1. .jp ドメイン名の紛争処理については、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの定めた「JP ドメイン名紛争処理方針」に従うものとし、当社は、特に定めがない限り、特段対応を行いません。

## 第2節 .com ドメイン、.net ドメイン、.org ドメイン、.info ドメイン

### 第22条（紛争処理方針）

1. .com ドメイン、.net ドメイン、.org ドメイン、.info ドメインの各ドメイン名の利用者は、ドメイン名の紛争処理については、ICANN の定めた「統一ドメイン名紛争処理方針」（Uniform Domain-Name Dispute-Resolution Policy、以下、「UDRP」といいます）に従うものとし、当社は、特に定めがない限り、特段対応を行いません。

## 第3節 .biz ドメイン

### 第23条（利用用途の制限）

1. 利用者は、その.biz ドメインを、商用利用にのみ使用することが可能であり、非商用利用、売買、交換、賃貸の対象とすることおよびこれらの行為を第三者にさせることはできないものとします。

### 第24条（登録条件）

1. 登録希望者は、以下の各号のいずれかに該当する場合にのみ.biz ドメインを登録することが可能であるものとします。
  - i. 登録希望者が事業を営むものであり、かつ登録するドメイン名を合理的にみて当該事業に関連して使用する場合
  - ii. 登録希望者が登録するドメイン名を商用目的として使用し、かつ合理的にみてその使用方法が当該目的と関連する場合

### 第25条（紛争処理方針）

1. .biz ドメインの申請者は、ドメイン名の紛争処理については、UDRP および制限紛争解決ポリシー（Restrictions Dispute Resolution Policy、以下「RDRP」といいます）に従うものとし、当社は、特に定めがない限り、特段対応を行いません。

## 第8章 雑則

### 第26条（サービスの終了）

1. 当社は、上位組織の解散もしくはそのドメイン登録事業の終了により、または当社の経営上の判断により、基本サービスの提供を終了する場合があります。
2. 当社は、基本サービスを終了する場合、終了する1ヶ月前までにその旨を通知するものとします。
3. 基本サービスが終了する場合、利用者は、利用者のドメイン名の使用の継続、または登録の抹消等に関して、利用者の責任において、当社所定の手続を行うものとします。利用者は、当社所定の手続を行わないときは、利用者の意思に反して、そのドメイン名または利用者に関する情報の登録がそのまま継続され、またはこれらの登録が抹消される場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

## 附 則

### 第1条（適用開始）

この約款は、平成26年9月17日から適用されたドメインサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成28年6月1日より適用されます。



別紙（上位組織および紛争処理方針）

1. .jp、.co.jp、.ed.jp、.gr.jp、.ac.jp、.or.jp、.ne.jp

上位組織名：JPRS（レジストリ）

紛争処理方針：JP ドメイン名紛争処理方針

2. .com、.net

上位組織名：VeriSign,Inc（レジストリ）

JPRS（レジストラ）

Tucows Inc.（レジストラ）

紛争処理方針：UDRP

3. .org

上位組織名：Public Interest Registry（レジストリ）

JPRS（レジストラ）

Tucows Inc.（レジストラ）

紛争処理方針：UDRP

4. .info

上位組織名：Afilias Limited（レジストリ）

JPRS（レジストラ）

Tucows Inc.（レジストラ）

紛争処理方針：UDRP

5. .biz

上位組織名：Neustar, Inc.（レジストリ）

JPRS（レジストラ）

Tucows Inc.（レジストラ）

紛争処理方針：UDRP

RDRP